

多機関共同研究における倫理審査の外部委託について

○本学が分担機関の場合:

主たる研究機関の研究責任者(研究代表者)に一括審査について確認してください。一括審査可能な場合でも、本学から委託できる倫理審査委員会は「医学系指針における臨床研究に関する標準業務手順書」に定められていますので、事前にご確認ください。

1. 主たる研究機関の倫理審査申請書類一式を入手します。

2. 倫理審査申請システムから、従来の新規申請と同様に担当部局の委員会を選択し申請を開始をします。

【注意】「研究の形態」で「他機関の倫理審査委員会へ審査を委託」を選択し、委託する委員会名を記載してください。

3. MIPCチェックを受けます。

1) 手順書に定められた委託可能な倫理審査委員会か、2) 指針対象研究か

4. 申請システムのステータスが「受付」となったら研究責任者が倫理審査を外部の委員会に依頼し、審査を受けます。

5. 先方の倫理審査委員会から承認通知及び承認された申請書類を受領し、倫理審査申請システムに添付してください。

6. 学内倫理審査委員会での報告後に、所属機関の長の許可が出ます。

7. 本学の研究実施許可書が発行され次第、研究開始できます

※MIPCチェックにおいて、依頼不可と判断される場合がありますので、その場合は指示に従ってください。特に、手順書に置いて委託を認めていない倫理審査委員会に審査依頼を出したい場合には、当該委員会への審査依頼が可能かを医療イノベーション推進センター長及び生命倫理研究センター長が判断します。その際の資料として、委員会規則や手順書、委員構成等の必要書類を提出するよう求められます。必要書類をご準備ください。

※指針では原則一括審査が求められていますが、各研究実施機関での倫理審査を妨げるものではありません。